

契約解除

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

クーリング・オフの手続きの手順

ハガキの書き方の例

① 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。

② ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

③ ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。

④ 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り料金は事業者負担です。



通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社××××□□営業所
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返し、
 商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日
 〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- ・訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等).....8日間
- ・電話勧誘販売.....8日間
- ・連鎖販売取引(マルチ商法).....20日間
- ・特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等).....8日間
- ・業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法).....20日間
- ・訪問購入(いわゆる訪問買取).....8日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。 ◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

埼玉県消費生活支援センター

川口 048-261-0999
 〒333-0844
 川口市上青木3-12-18
 SKIPシティA1街区2階

春日部 048-734-0999
 〒344-0038
 春日部市大沼1-76
 県春日部地方庁舎2階

川越 049-247-0888
 〒350-1124
 川越市新宿町1-17-17
 ウェスタ川越公共施設棟3階

熊谷 048-524-0999
 〒360-0014
 熊谷市箱田5-13-1

●お近くの消費生活相談窓口へはこちら → 消費者ホットライン ☎ 188

消費生活センターってどんなところ?

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。

これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありますか?
 困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。



関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン

まさかあんないい人が自分をダマすなんて...

アダルトサイトのトラブルなんて恥ずかしくて言えないカモ

こんなことで親に心配かけたくないカモ

ダマされた後じゃ遅いカモ

ひとりで抱え込まずに、すぐ相談!

BOKU KAMOKAMO ©YUKI ISHII



・マルチ商法
 ・マルチまがい商法



・架空請求
 ・不当請求



・アポイントメントセールス

悪質商法に注意!

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン ☎ 188



彩の国 埼玉県

埼玉県消費生活支援センター

検索

川口 048-261-0999

春日部 048-734-0999

川越 049-247-0888

熊谷 048-524-0999

【受付時間】

・月～金曜日 9:00～16:00(土・日・祝日、12月29日～1月3日は除く)
 ・川口は土日も受け付けています。



スマホで読み込み

コバトン